

健保組合における マイナンバー(個人番号)の取得について

健保組合は、マイナンバーを利用して事務を行う「個人番号利用事務実施者」として、加入者(被保険者・被扶養者)のマイナンバーを取得する必要があります。

平成29年1月より番号利用法第14条に基づき、事業主を通じて加入者のマイナンバーを取得してまいりましたが、諸般の事情により事業主から取得できない場合には、住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)経由で取得させていただく場合がございますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



医療費控除について(確定申告が必要です)

1年間の医療費(自己負担額)が一定額を超え、医療費控除の確定申告を行う場合、平成30年からの確定申告には「医療費通知」が活用できるようになりました。

当健保組合ではこれまで、医療費通知を年2回(9月・3月)発行していましたが、今回から確定申告に活用できるよう、年1回(1月)発行することになりました。

なお、医療機関からの請求が2カ月遅れでくるため、発行される「医療費通知」には11月・12月診療分や月遅れ請求分・自費診療分の明細が記載されておりません。反映できない医療費等につきましては、医療機関等から発行された領収書や明細書により申告していただくこととなりますので、必ず保管をお願いいたします。

確定申告(医療費控除)についての詳細は、国税庁HP(<http://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。

医療費通知が
年1回の発行に
変わります!



インフルエンザの流行に備えて 予防接種を受けましょう!



インフルエンザ予防接種は、インフルエンザの発症を抑えるだけでなく、重症化や死亡リスクを軽減する効果が認められています。ワクチンを接種した高齢者は死亡の危険が1/5に、入院の危険が1/3から1/2に減少するといわれています。

季節性インフルエンザの流行シーズンは例年12月～3月で、1月～2月に流行のピークを迎えます。ワクチンの効果は接種の2週間後から現れ、その後5カ月間持続するとされていますので、予防効果を高めるためには、毎年12月中旬までに接種を済ませましょう。

⇒当健保組合では、今年度も1人1回の接種につき2,000円を補助します。
詳細は、当健保組合HP(<http://www.gangukenpo.or.jp/>)をご覧ください。



被扶養者の認定状況の確認を実施いたします



今年も被扶養者の認定状況の確認を実施いたします。

被扶養者を有する被保険者の皆さまに「被扶養者現況届」を10月中旬に事業主を通じて配付いたします。

お手元に届きましたら、記載内容を確認のうえ、必要事項を記入し、期日までに事業主を通じてご提出ください。

1 認定状況の確認の対象となる方

当健保組合の被扶養者が対象となります。

ただし、次に該当する方を除きます。

- ①平成29年4月1日以降に被扶養者の認定を受けた方
- ②平成14年4月2日生まれ以降(中学生以下)の方

なお、すべての被扶養者が上記に該当する場合は、「被扶養者現況届」は送付いたしません。



**中学生以下は
対象外**

2 収入に関する証明書の簡略化

添付書類を一部簡略にいたします。

- ①15歳以上の昼間の学生(高校生・大学生・大学院生・専門学生)は、職業の欄に「高校〇年生」「大学〇年生」などと記入することによって、収入に関する証明は必要ありません。
- ②所得税法により規定されている控除対象配偶者・扶養親族となっている場合(パート・フリーター・年金収入者)は、年収欄に収入額を記入することで証明書の添付を省略することができます。ただし、非課税対象となる収入(遺族年金、障害年金、傷病手当金、失業給付金など)がある場合には、その支給額のわかる書類を添付していただく場合もございます。

資格喪失された方は、 速やかに保険証をご返却ください

会社を退職した場合や、ご家族が扶養家族から外れる等により健康保険の加入資格を喪失する場合は、資格喪失した日以降その保険証は使用できません。資格喪失された方は速やかに事業所担当者様に返却していただくようお願いいたします。

資格喪失後の無資格受診が多発しております。
無資格受診の発生防止にご協力をお願いいたします。



第47回 事業所対抗軟式野球大会 当健保組合ホームページに 写真・試合結果を掲載しています!

7月2日・9日に開催された事業所対抗軟式野球大会の全試合の写真、優勝チーム代表者・受賞者の写真とコメントなどを掲載しています。写真のダウンロードもできますので、ぜひアクセスしてご覧ください。

玩具人形健康保険組合HP / <http://www.gangukenpo.or.jp/>

**ハピネットAが
9連覇!!**